

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定等の改定等のお知らせ

当金庫は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、平成22年4月1日以降、普通預金取引をはじめとする各種預金規定や、その他の取引の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項(暴力団排除条項)を導入することといたしました。

本条項は、預金者や各種契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当金庫の判断により契約を解約させていただくことを定めた条項です。

改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまに対しても、適用されます。

また、普通預金・当座預金・貸金庫等の新規取引お申込の際には、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いいたします。本表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断につとめてまいります。

改定内容につきましては、以下「規定の改定内容」等をご覧ください。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、お近くの店舗窓口までお問い合わせください。

大阪信用金庫

『規定の改定内容』

お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、当金庫の判断により取引の停止または契約の解約ができます。
改訂後の新規定は、改訂前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

『暴力団排除条項の例』

普通預金規定 (下線の第3項を追加、以下次項を繰り下げ。二条線の各項を修正。)

12.(解約等)

(1)【省略：変更なし】

(2)【省略：変更なし】

(3)この預金口座は、次の から までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、
次の から までの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の から までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前各号に準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A 暴力的要求行為
- B 法的な責任を越えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(4)【省略：変更なし】

(5)前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。